

資料1

通所型サービスA（案）について

指定の基本事項

- 指定事業者の指定権者は、通所介護(要介護)は県単位、総合事業は市町村単位となります。
- 各務原市以外の市町村が保険者の利用者がある場合は、当該保険者の基準に従って実施することになります。
- ⇒利用者ごとの保険者市町村を確認し、それぞれの市町村の総合事業に関する動向を注視していただく必要があります。
- 指定基準、定員、加算等を考える際の基本は、「通所介護」と「現行相当サービス（以下「現在のサービス」）」はセットで考え、「通所型サービスA（市独自）」は別で考えます。
- 指定更新の際には、市町村単位で届出が必要になります。
- 通所型サービスAの指定期間は6年間です。

各務原市の指定基準（案）

【要件】

「通所介護の指定を受けている介護事業所による実施」

- ・サービスの質や適切な体制を確保するため
- ・事業所内、法人内等の専門職の連携を確保するため

【基準】

人員	<ul style="list-style-type: none"> ○管理者 常勤・専従 1以上（兼務可） ○介護職員 ~15人 専従1以上 15人～ 利用者5人に1人 ○機能訓練指導員 1人以上 ※その他専門職の配置を義務とはしないが、サービス内容に合わせて適切な人員配置を確保すること。特に看護職員とは、密接かつ適切な連携を図ること。
設備	<ul style="list-style-type: none"> ○サービスを提供するために必要な場所（3㎡×利用定員以上） ○消火設備その他の非常災害に必要な設備 ○その他必要な設備・備品
定員	通所型サービスAだけで（要支援者と事業対象者）定める

【通所介護と一体的に提供する場合について】

- 通所介護の基準を要介護者数だけで満たし、通所型サービスAの利用者数に対して市の基準による人員を追加で配置する。
- 必ずしも場所を分ける必要はないが、プログラムを区別するなどし、それぞれの処遇に影響を与えないことが求められる。
- 機能訓練指導員は兼務可能。
- 設備基準は通所介護の基準に合わせる。
- 定員はサービスごとに定める。

事業一本化に向けての協議

■市の考え

「平成29年度は、現在のサービスと通所型サービスAの2種類を1回単価で実施し、平成30年4月から通所型サービスAに一本化する。」

■主な理由（課題）

- 「早期一本化は、かえって利用者や事業所の混乱を大きくする可能性がある」
- 一体的に提供する場合、通所介護の基準（国の基準）を満たす必要があるため、事業所全体としては、現在の人員配置からの大幅な緩和とはならない。（単独の場合は有効）
 - 平成30年3月31日までは移行期間中で、みなし指定が有効であるため、サービスの提供と利用する権利がある。
 - 他市町村からの利用者は、当該市町村のサービスを提供することになるため、現在のサービスを提供できる体制が必要になる。
 - 平成30年度に介護保険制度の大幅な改正が予想されるため、再検討が必要となる可能性がある。

■通所型サービスA開始のスケジュール

「開始時期としては、平成29年の4月・10月のいずれかを想定している。」

【4月に開始した場合（案）】

年	月	現在のサービス	通所型サービスA
28	10		単価・基準決定
28	11	関係者説明 (包括支援センター、居宅介護支援事業所等)	
	12		
29	1	説明会 (指定手続・サービスコード等)	
29	2	市民周知開始	
29	3		指定手続
29	4	1回単価に変更して実施	開始
29	5~	通所型サービスAに利用者をシフト	追加する加算の協議
30	3	指定更新	
30	4	通所型サービスに一本化	完全移行

■平成29年度（案）

○原則の利用は通所型サービスAとし、現在のサービスは限定的な利用とする。

○現在のサービスは国の定める1回ごとの報酬に変更する。

種 類	現在のサービス	通所型サービスA
内 容	○現行と同じ	○半日利用のみ ○機能訓練・レクレーション等の実施
対 象	○入浴・排泄・食事介助が必要な場合 ○看護職員等の専門職による支援が必要な場合	○新規利用者 ○左記を利用しない者
単 価	①378 単位/1 回 ※1 月4 回まで	350 単位/1 回・半日程度 ※月8 回まで
	②389 単位/1 回 ※1 月5 回から8 回まで	
加 算	現行通り	なし
減 算	現行通り	なし
備 考	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年4月に通所型サービスAに一本化する。 他市町村からの利用者は、当該市町村に従って算定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて専門職を配置して提供する。 事業一本化時に、必要な単価区分を移行して設定する。

通所型サービスAの基本額と加算の算定に係る重要事項

○基本額と加算の算定には下記の条件がありますので、改めて整理して今後の検討を進めていきます。

項目	基本額	既存の加算	市独自加算
設定	国が示す単価を下回る単価	国の定める額	市の判断
月の算定条件	月額基本額の上限を超えない	<u>上限を超えて算定可能</u>	上限を超えない

（例）1回350単位

○ 350 単位×4 回=1,400 単位<1,647 単位

× 450 単位×4 回=1,800 単位>1,647 単位

○ 350 単位×4 回+225 単位（運動機能向上）+150 単位（口腔機能向上）

=1,775 単位>1,647 単位

× 350 単位×4 回+300 単位（市独自加算）=1,700 単位>1,647 単位

定員、加算等の取扱いについて（参考）

厚労省より、専従については、通所介護の職員が現行相当サービスや緩和した基準によるサービスに関わったとしても、引き続き要件を満たしているものとみなします。事業所の人員基準の考え方と同じで、「個別機能訓練加算（Ⅰ）」などを算定するのに必要な「常勤」の要件でも、同様の扱いとしています。一方の加配では、「緩和した基準によるサービスの職員の勤務時間は、加配職員として常勤換算員数を算出する時の勤務時間数に含めることはできない」となっています。

【加算の算定要件】

○専従の職員配置を求めているものは、通所型サービスAや現行相当サービスに従事しても、専従要件を通所介護で満たしていると取り扱える。

対象：「中重度ケア体制加算」、「個別機能訓練加算（Ⅰ）・（Ⅱ）」、「認知症加算」

○常勤要件についても、それぞれのサービス提供に支障がない範囲で同様の取扱いとする。

対象：「個別機能訓練加算（Ⅰ）」

○職員の加配を求めているものは、通所型サービスAの職員としての勤務時間は、加配職員として常勤換算数を算出する際の勤務時間に含めることはできない。

対象：「中重度ケア体制加算」、「認知症加算」

○「サービス提供体制加算」の常勤換算方法により介護福祉士が50%以上配置されていることなどの要件には、通所型サービスAの職員は含めることができない。

【定員超過の考え方】

（1）「通所介護」と「現行相当サービス」は合算して利用定員を定める。

（2）「通所型サービスA」は、当該サービス利用者で定員を定める。

（3）（1）あるいは（2）のいずれかで定員超過となれば、全体で定員超過がなくても減算の対象となる。

【人員欠如の扱い】

一体的に運営している以上、それぞれの事業所が人員基準欠如となるので、「通所介護」と「現行相当サービス」の部分は減算対象、「通所型サービスA」の部分は、市町村が定める減算。

【地域密着型通所介護の対象となる利用定員】

通所型サービスAの利用定員にかかわらず、「通所介護」と「現行サービス」の合計が18名以下の場合。